

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

立川市を起点とし多摩地区及び首都圏からの交流人口・関係人口の拡大及び地域資源への関わりを通じた関係人口創出事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県茅野市

3 地域再生計画の区域

長野県茅野市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

茅野市及び諏訪地域は、工業、農業、商業、観光業と幅広い産業構造となっており、その中で金属加工等の製造業が基幹産業となっているが、情報通信(IT)関連の企業は非常に少ない状況である。一方で、令和2年に市で実施した諏訪地域の高校生や市内の大学生を対象としたアンケートでは、将来の希望する業種としてIT関連産業は、高校生では7.1%と5番目に多く、大学生では28.8%と最も多くなっている。地域の担い手となる学生が流出しないよう、茅野市及び周辺地域に、若者に魅力あるIT関連企業の誘致・起業を促すことや、首都圏のIT企業等に勤務しながらもこの地域に住み続ける生活スタイルが実現できるような仕組みづくりと、その実施者を生みだしていくことが喫緊の課題である。

茅野市ではこれまで駅に直結する商業ビルにテレワーク等にも利用可能なコワーキングスペースを整備し、学生や首都圏企業のビジネス利用も一定は得られている。しかし、施設利用する首都圏の企業や学生、地域企業とのつながりは少なく、相乗効果は多くない状況である。

また地域には、八ヶ岳や諏訪湖をはじめとする豊かな自然環境や、諏訪大社や点在する縄文遺跡といった文化資源など多くの地域資源が点在し、年間を通じて観光客は訪れているものの、主要でない観光資源の認知度が低く、目新し

さや若者を対象とした「コト」消費の観光スタイルにマッチした観光プランが少なく、近年は観光客は減少傾向にある。一過性の観光客ではなくリピーターや関係人口の増加に向けて、「コト」につながる地域資源の活用や新たな視点からの情報発信が必要である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

茅野市および諏訪地域は、長野県内において JR 中央線沿いで首都圏に最も近く、また都内多摩地区は首都圏内で最も長野県に近く位置しており、その間のアクセスは JR 特急で 2 時間未満である。また、多摩地区には 400 万人超と長野県全体の約 2 倍の人口があり、この地区を起点として首都圏からの交流人口・関係人口を拡大することにより、人口減少、特に生産年齢人口の減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図る。

また、従来は地元市民が中心となって地域資源の活用を模索してきたが、地元市民以外からの視点も活かし、茅野市内に約 1 万戸ある別荘のオーナー（別荘市民）や観光やテレワーク利用目的で当市へ来訪するも地域とのつながり等が少ない者（交流市民）が関わりながら地域資源を活用していく「コトづくり」を通して、新たな関係人口、労働人口の流入につなげ、高齢化及び人口減少の抑制を図る。

【数値目標】

| K P I | 事業開始前 (現時点) | 2022 年度増加分 1 年目 | 2023 年度増加分 2 年目 |
|---------------------------------------|----------------|--------------------|--------------------|
| IT 関連企業の首都圏等からのサテライトオフィスの設置および起業数(社) | 0 | 0 | 1 |
| 立川市を始めとする都市部の IT 企業等と行うイベント等への参加者数(人) | 0 | 10 | 20 |
| 地域資源への「関わりしろ」について発信した情報の到達数(件) | 0 | 0 | 500 |

| | | | |
|---------------------------------|---|---|----|
| 地域資源に関する「コトづくり」 事業等への参加者数(人) | 0 | 0 | 10 |
|---------------------------------|---|---|----|

| 2024 年度増加分 3 年目 | K P I 増加分 の累計 |
|--------------------|------------------|
| 1 | 2 |
| 20 | 50 |
| 1,000 | 1,500 |
| 20 | 30 |

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

立川市を起点とし多摩地区及び首都圏からの交流人口・関係人口の拡大及び地域資源への関わりを通じた関係人口創出事業

③ 事業の内容

立川市は約 150 社の IT 関連企業が集積し、茅野駅から JR 特急あずさで約 100 分でアクセス可能である。茅野市は、立川商工会議所「たちかわ IT 交流会」と当市のコワーキング施設の活用等を通じて連携を進めている。この連携を起点として、立川市および多摩地区との関係性の深化・拡大を図る。市内にある公立諏訪東京理科大学の学生を対象としたこの地域に住み続ける生活スタイルを前提としたインターンシップ事業や、立川市の IT 関連企業と市内製造業とのビジネスマッチング等を行う。

多摩地区など首都圏の企業が諏訪地域へ訪問および進出するためのニー

ズ等を把握し、従来とは差別化したビジネス効率や生産性の向上に寄与するワーケーションプログラムの造成やシティプロモーションを行う。

従来からの地域資源について、地元市民以外の視点を取込み新たな活用を図る。資源の強みだけではなく、物足りない部分や地元市民だけでは克服できない部分が見える化し、地元以外の市民の「関わりしろ」についてデジタル技術を活用し広く発信していく。それに興味を持つ人と地元市民により地域資源の見直す「コトづくり」を通して新たな関係人口の創出を目指す。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

ビジネスイベントについては、参加企業からの参加費を見込む。

地域資源の活用については、将来的には地域課題の解消を目指す民間企業等からの委託費を見込む。

【官民協働】

行政は本事業の事務局を3年間行う中で、地域外の企業や市民が地域内の事業者等との交流する場を創出していく。また、地域内の事業者等へは交流の場へより多くの参画を働きかけるとともに、事務局の役割や機能を明確化し、4年目からは自立、自走が可能な組織へ移行させる。民間事業者は本事業に関わりながら、自身の持つ課題等をデジタル技術や地域外の力を活用して解消し発展させていく。

【地域間連携】

立川市からはJR特急あずさ利用で100分ほどで諏訪地域への移動が可能である。相互にアクセスの良さや、それぞれの地域の特色等を発信することは新たな交流・関係人口の創出につながっていく。

茅野市を含めた諏訪地域6市町村は、同一経済圏であり近い産業構造を持ち、また生産年齢人口の減少など同様の地域課題を有している。しかし、それぞれ魅力ある地域資源を持っており、域外に対しては諏訪地域としてPRしていった方が、域外者からの選択肢も増え魅力的である。

【政策間連携】

市内の各産業分野の事業者等が参画し、地域内の横の連携を強化する

ことで、茅野市の地域資源と各事業者等が持つ強みを活かしながら、ターゲットを絞った新商品、新サービスを開発することができる。また、販売ルートの共有などにより、自社製品の販路も拡大することができるため、地域が一体となった外貨の獲得が可能になり、域内への経済効果も期待される。

【デジタル社会の形成への寄与】

・ビジネスマッチングにより市内中小企業等が IT 関連企業と交流することを通じて、デジタル技術を活用した企業変革や生産性向上につながることを期待される。

・市内の地域資源の活用を広く発信するため、また事業成果をプロモーションとして発信していくためにも SNS を活用した PR が必須である。市内の中小企業等が IT 関連企業との交流等を通じてデジタル技術の導入・活用をすすめることで、人材不足や生産性向上といった課題の解決につなげることができる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9月

【検証方法】

毎年度、3月末時点の目標達成状況を当市企画部が取りまとめ、茅野市地域創生総合戦略進行管理有識者会議を構成する住民代表や産官学金労言関係者により検証を行う。その結果を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

【産業界】茅野商工会議所、信州諏訪農業協同組合、楽園信州ちの（移住推進組織）【官公庁】ハローワーク諏訪【大学】諏訪東京理科大学

【金融機関】八十二銀行、諏訪信用金庫【労働組合】連合長野諏訪地域協議会【マスコミ】長野日報社【住民等】茅野市区長会長、どんぐりネットワーク茅野、子育て世代代表【その他有識者】二地域居住実践者

【検証結果の公表の方法】

ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 22,500 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。